

随意契約の結果の公表

11月契約分

健康福祉部

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	所管部課(地方機関)の名称	随意契約とした理由	備考
令和元年度島根県市町村介護保険事業計画策定準備支援業務	R1.11.1	公立大学法人埼玉県立大学 埼玉県越谷市三野宮820	2,296,800	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	<p>本件業務は、来年度各保険者・市町村が行う第8期介護保険事業計画の策定を見据え、保険者・市町村が介護保険制度を運営していく上での課題について、データの集計分析を行うことにより、市町村ごとの傾向や特徴を明らかにするものである。実際の分析結果をどのように活用し、地域課題の把握に活かすかは、各保険者・市町村次第となり、必要に応じて県による助言等の支援を行う場面も想定されるが、各保険者・市町村のデータに基づく地域課題把握について、現在本県では「市町村介護保険担当職員データ活用ワーキング」による支援を行っており、今後の支援を効果的に行うにあたっては、少なくとも同ワーキングの内容と連続性のあるものとする必要がある。</p> <p>ワーキングの講師は、埼玉県立大学の教授に依頼をしているが、同教授は介護保険に係る国の審議会委員等を歴任し、また、他県においても保険者・市町村の支援を多数行っており、現在本県が行っている保険者・市町村支援についても、同教授の知見、経験に負うところが多大である。</p> <p>以上のことから、今回業務の実施について、同教授を擁する埼玉県立大学に委託することがもっとも効果的であり、かつ、他者では所期の目的を達成することが期しがたいことから、今回契約は地方自治法施行令第167条の2第2号「契約の性質・目的が競争入札に適しないもの」による随意契約とするとともに、見積の徴取先も同大学の一人のみとし、合見積の徴取は行わないこととする。</p>	
島根県心身障害者扶養共済システム開発及び運用・保守業務委託	R1.11.15	F&Lしまね心身障害者扶養共済システム共同体 代表者 富士通株式会社山陰支社 松江市学園南二丁目10番14号	17,711,100	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	島根県心身障害者扶養共済システム開発及び運用・保守業務に係る提案競技審査委員会が選定した者と契約するため。	